

農園芸作物の生産販売力強化支援事業実施要綱

制定 令和7年4月1日付7産労農振第142号

第1 目的

東京の農園芸作物の生産額は長期的に低下しており、販売力を高めるには、消費者等のニーズ、品目の特徴に応じた取り組みを強化し、特に産地の地域事情を踏まえた取組が重要である。さらに、気候変動等で生産環境の急激な変化が生じており、販売への影響を抑える取組も必要である。

そこで、共撰共販を始め、生産、輸送の共同化、販売、農産品のPR等を共同又は協力して行っている地域や団体に対して、生産販売力の強化のための新たな取組を支援する。

第2 事業実施主体

将来に向けて産地の継続的な生産販売の競争力強化を図るため、都内の農園芸作物の生産者団体及び区市町村（以下「生産者団体等」という。）を事業実施主体とする。

第3 事業内容

- 1 生産者団体等による、農園芸作物の生産・出荷・販売力を強化するための新たな取組（施設整備等ハード事業は除く）に対し支援する。
- 2 東京都（以下「都」という。）は、1に規定する支援の対象とする取組の審査等を行うため、農業改良普及センターを始めとする都の関係部署の意見を参考にし、支援の可否を判断する。

第4 推進体制

都は、関係部署および農業団体等関係機関との密接な連携・協力による推進体制の整備に努め、本事業の効果的かつ適正な実施を図るものとする。

第5 助成措置等

都は、予算の範囲内において、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、事業対象とする生産者団体等に対して補助するものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、花と緑の競争力強化支援事業実施要綱（令和4年4月1日付3産労農振第2690号）（以下、「旧実施要綱」という。）は、令和7年3月31日に廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、旧実施要綱に基づいて行われた行為は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。